

令和元年度川崎町職員採用試験実施要綱

1 試験区分、採用予定人員等

試験は、次の試験区分ごとに行います。受験できる試験区分は、このうち一職種に限られます。

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務	3名程度	一般事務に従事する
土木職	1名程度	土木業務及び一般事務に従事する
建築職	1名程度	建築業務及び一般事務に従事する
保育士	1名程度	保育業務及び一般事務に従事する
保健師	1名程度	保健業務及び一般事務に従事する

2 受験資格

(1) 年齢等

試験区分	受験資格
一般事務	平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
土木職	平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
建築職	平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
保育士	昭和54年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で 保育士資格を有する者、又は令和2年3月31日までに資格を 取得する見込みの者(※1)
保健師	昭和54年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で 保健師免許を有する者、又は令和元年度実施の国家試験により、 当該免許を取得する見込みの者(※1)

(※1) 資格取得見込みの者が合格した場合、資格が取得できなければ、合格は取り消されます。

(2) 地方公務員法第16条(欠格条項)の規定に該当する場合は、受験できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 川崎町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 国籍は問いません。なお、日本国籍を有しない人の受験資格等については下記のとおりです。

- ① 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第22条の規定により永住許可を受けた者
- ② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定められている特別永住者

※ 日本国籍を有しない人が職員として任用された場合、公権力の行使及び公の意思の形成への参画に携わる職務への従事が制限されます。なお、その他の処遇等について、国籍により差が生じることはありません。

3 試験日、試験会場、合格発表

試験は第1次試験、第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

(1) 第1次試験

- ① 試験日 令和元年10月20日(日曜日)
受付開始 午前9時00分(午前9時15分までに着席すること)
試験開始 午前9時30分
- ② 試験会場 川崎町役場及び川崎町コミュニティセンター(川崎町役場敷地内)
福岡県田川郡川崎町大字田原789番地の2
- ③ 合格発表 令和元年11月8日(金曜日)午後1時 予定
合格者本人宛に通知書発送、ホームページ及び役場玄関前掲示板
に受験番号で掲示。

(2) 第2次試験

- ① 試験日及び試験会場
令和元年11月24日(日) 予定
第1次試験の合格者に文書により通知します。
なお、同封する書類を期限内にご提出いただく必要がありますので、
通知が届きましたら、すぐに内容をご確認ください。)
- ② 試験会場 川崎町役場
- ③ 合格発表 12月中旬 予定
第2次試験受験者全員に通知書発送、ホームページ及び役場玄関前掲示板
に受験番号で掲示。

4 試験の方法、内容

(1) 第1次試験

試験区分	科目及び時間	出題分野
全 区 分	教 養 試 験 (9:30~11:30)	時事、社会、人文、自然に関する一般知識を問う問題。 文章理解、判断、数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題（高等学校卒程度）
	職場適応性検査 (11:55~12:15)	公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみる。
土 木 職	専 門 試 験 (13:10~14:40)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
建 築 職	専 門 試 験 (13:10~14:40)	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工
保 育 士	専 門 試 験 (13:10~14:40)	社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む）、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健（精神保健を含む）
保 健 師	専 門 試 験 (13:10~14:40)	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論

(2) 第2次試験

試験区分	試験方法等（予定）
全 区 分	面接試験、集団討論試験等（試験科目・時間等は、第1次試験の合格者に通知します。）

5 採用及び給与等

(1) 最終合格者は、成績順に川崎町職員採用候補者名簿に登録します。

（有効期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

採用予定日は令和2年4月1日ですが、必要に応じて名簿登載順に決定されます。

（原則として6ヶ月間は条件付採用）

(2) 給料は、川崎町一般職の職員の給与に関する条例に基づいて支給します。

（参考）一般事務初任給	高 卒	148,600円
	短大卒	161,300円
	大 卒	180,700円
土木職初任給	高 卒	148,600円
	高 卒	148,600円
建築職初任給	高 卒	148,600円
保育士初任給	短大卒	161,300円
保健師初任給	大 卒	210,900円

※ 上記金額は予定であり、実際の支給額を保障するものではありません。

また、経験年数等により加算される場合があります、このほかに扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

ただし、これらの額は給与改定により変わることもあります。

6 受験手続

(1) 試験申込書の入手方法

試験申込書は、8月9日（金曜日）から9月6日（金曜日）までの間に

- ① 川崎町役場総務課（3階）で直接受領
（土曜日・日曜日・祝日を除く平日午前8時30分から午後5時00分まで）
- ② 郵便で請求
※郵便で請求する場合は、封筒の表に必ず「採用試験申込用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（A4サイズの申込書が折り曲げずに入る大きさに120円切手を貼り、宛先を明記したもの）を同封してください。
- ③ 川崎町ホームページから募集要綱及び申込書を入手

(2) 受験申込の方法

受験申込は、8月16日（金曜日）から9月6日（金曜日）までの間に

- ① 川崎町役場総務課（3階）に直接提出
（土曜日・日曜日・祝日を除く平日午前8時30分から午後5時00分まで）
- ② 郵便で申込
※郵送で申込の場合は、封筒の表に必ず「採用試験申込」と朱書きし、返信用封筒（82円切手を貼り、宛先を明記したもの）を同封して特定記録郵便で郵送してください。9月6日（金曜日）午後5時までに到着し、書類が完備しているものに限り受付します。

(3) 受験票交付の方法

- ① 川崎町役場総務課に申込書を持参された場合は、その場で受験番号を指定のうえ、申込者に受験票を交付します。
- ② 郵送で申込の場合は、受験番号を指定のうえ、申込者に受験票を郵送します。

※試験申込書の郵便請求及び郵便での受験申込いずれの場合も、申込をされてから1週間を過ぎても書類が届かない場合は、総務課まで必ずお問い合わせください。

7 問合せ先、郵送先

川崎町役場 総務課

〒827-8501 福岡県田川郡川崎町大字田原789番地の2

電話 0947-72-3000（内線306、307）